北海道告示第10498号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり届出があった。

令和6年3月25日

北海道知事 鈴 木 直 道

名称	サービスの種類	所在地	届出の内容	
医療法人社団緑稜会 みどりクリニック 長沼	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	夕張郡長沼町西町1丁目8番16号	令和 5.4.1	事業所名称 変更
アイン薬局釧路孝仁会記念病院店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	釧路市愛国191番212	同上	事業所名称 変更
機能訓練付中重度対応デイサービス えんじゅ	地域密着型通所介護 通所型サービス(独自)	名寄市西四条南2丁目6番地1	令和 5.12.8	事業所名称 変更 事業所所在 地変更
機能訓練付中重度対応デイサービスららクラブ	地域密着型通所介護 通所型サービス(独自)	名寄市西4条南2丁目6-1	同上	事業所名称 変更 事業所所在 地変更
浦河町地域包括支援センター	介護予防支援 介護予防ケアマネジメント	浦河郡浦河町大通3丁目53番地	令和 3.9.22	事業所所在 地変更